

発言通告表（一般質問）

令和4年2月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	笹川 朝子（7）	<p>1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の拡充について</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方の生活を速やかに支援するために住民税非課税世帯等・家計急変世帯に対して臨時特別給付金を1世帯当たり10万円給付します。</p> <p>住民税非課税世帯等については生活保護世帯にも支給し、生活保護費の減額につながる収入認定はしない。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯が対象です。</p> <p>住民税非課税世帯等に対してはプッシュ型で支給するため、既に確認書の送付が始まっています。家計急変世帯は申請方式です。</p> <p>低所得世帯への支援制度で、対象者は「ありがたい！」と給付金に期待を膨らませています。課税世帯でも所得の低い世帯は、物価高騰と併せて大変深刻な生活を余儀なくされています。</p> <p>この制度の周知が対象者に徹底され、支援が行き届くとともに、さらに市独自の支援の拡充を求めて、以下質問いたします。</p> <p>(1) 制度の周知はどのようにされているのでしょうか。</p> <p>(2) 住民税課税世帯でも、基準日（令和3年12月10日）後に離婚して住民税非課税世帯と同程度の収入になった場合、及び住民登録を元の世帯に置いたまま、基準日後のDV避難者が住民税非課税世帯と同程度の収入になった場合は支給対象になるのでしょうか。</p> <p>(3) 住民税非課税世帯等への給付金の要件は、単身世帯の場合、給与収入が96万5000円（所得額41万5000円）以下となっていますが、この要件にかかわらず、生活に困窮している市民を救済するために、市独自で給付金を支給する考えはないのでしょうか。</p>	市長 及び 担当部長